

商工会ニュースやはば臨時号No.18

【矢巾町】 中小企業者物価高騰等緊急支援金

矢巾町では、新型コロナウイルス禍による原油価格や物価の高騰により、影響を受けている町内事業者を対象に、緊急支援金を支給し、事業の継続に向け事業活動を支援する取組を実施しています。

※岩手県で実施している、物価高騰支援策とは異なる支援金となりますのでご注意ください。

【対象となる方】 以下の①～⑦の要件をすべて満たす中小企業者

- ① 矢巾町内に事業所を有する中小企業者であること（農業、林業、漁業を除く）。
- ② 事業を継続する意思のある者
- ③ 新型コロナウイルス感染症にかかる業種別のガイドライン等を踏まえた適切な感染症対策を講じていること
- ④ 矢巾町暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、同条第3号の暴力団員等及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない者
- ⑤ 宗教的又は政治的団体でない者
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者。
- ⑦ 下記の対象経費等の要件を満たしていること

【対象経費等の要件】

水道光熱費又は燃料費（ガソリン、灯油等）又は仕入金額が令和4年4月～同年9月までのいずれか連続する3か月の合計が、前年同期と比較して10%以上上昇していること。

※申請日時時点で創業から1年を経過していない者にあつては、創業から申請日の直近月までのいずれかひと月の対象経費等を前年同月とみなすこととする。

【支給金額】

一律10万円（複数店舗を有する事業者であっても10万円）

【必要書類】

- ① 矢巾町中小企業者物価高騰等緊急支援金支援支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 事業を行っていることが確認できる書類（確定申告書、履歴事項全部証明書等の写し）
- ④ 対象経費等の比較する月の経費が確認できる書類（総勘定元帳などの月ごとの経費を確認できる書類など）

※確定申告書の水道光熱費や仕入金額の根拠となる資料であること。

※創業から1年を経過していない事業者については、下記URLから矢巾町HPをご覧ください。

- ⑤ 振込口座を確認できる書類（通帳等の口座名義人“フリガナ”記載部分の写し）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

【申請期限】

令和4年11月30日（水）まで（当日消印有効）

※申請期間内に下記申請先に持参もしくは郵送にて必要書類を提出してください。

【申請先及び問合せ先】

矢巾町産業観光課商工振興係

電話：019-611-2602

住所：〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123

メール：sangyosinko_skb@town.yahaba.iwate.jp

※詳しい内容や申請様式等については、矢巾町HP（<https://www.town.yahaba.iwate.jp/>）に掲載しています。